

アメリカ刑事法の調査研究 (150)

米 国 刑 事 法 研 究 会
(代表 椎 橋 隆 幸)*

Martinez v. Illinois, 134 S.Ct. 2070 (2014)

三 明 翔**

検察官が陪審の宣誓前に、州側は公判に参加するつもりはない旨明言し、冒頭陳述と証人喚問を拒否したとしても、陪審が選ばれ宣誓した時点で二重危険にいう危険は生じており、無罪の指示評決で手続が終了した以上、検察官上訴は二重危険条項により阻止されるとされた事案。

《事実の概要》

申請人は2006年加重暴行等の罪により大陪審起訴された。公判期日は、検察側の重要証人2名の所在不明を理由に、検察官の申請により3度続行された後、2010年5月17日に指定されたが、同日朝になって当該証人らの所在が再び不明となった。公判裁判官は、陪審の宣誓までは再度の訴追の余地を残した公訴の取下げが可能であると検察官に告げて、陪審の宣誓の実施を遅らせるなどしたが、依然、証人らの所在は判明しなかった。検察官は公判期日のさらなる続行を求める書面を提出したが、公判裁判官は、本件が既に長期間訴訟係属し、当該証人ら以外の検察側証人の尋問中に両

* 所員・中央大学法科大学院教授

** 嘱託研究所員・日本大学法学部助教

名を勾引できる可能性もあるとして検察官の申出を退けた。公判裁判官は、さらに数時間の猶予を与えることを打診したが、検察官が当該証人らの所在が依然不明だと回答したため、陪審の宣誓手続を行うこととした。検察官は公判裁判官に対し、州側は公判に参加するつもりはない旨述べたが、陪審の宣誓手続は行われ、公判が開始された。

検察官は公判中も、州側は公判に参加していない旨述べ、冒頭陳述を拒み、検察側証人の喚問も拒んだ。申請人側が無罪の指示評決を申し立て、公判裁判官は検察官に意見を求めたが、検察官は同様の回答をしたため、申請人の申立を認容した。

検察官は、公判裁判官が公判期日の続行を認めなかったことを違法として上訴した。申請人側は、無罪評決に対する上訴は二重危険条項違反だと主張したが、イリノイ州 Appellate Court は検察官の主張を容れ、公判裁判所の判断を破棄・差し戻した。イリノイ州 Supreme Court も大要次の理由から本件で二重危険は生じないとした。即ち、陪審裁判で二重危険という危険 (jeopardy) が生ずるのは通常は陪審が選ばれ宣誓が行われた時点だが、危険の発生時期は「固い機械的な」基準で判断されるべきでなく、被告人が「公判の危難と有罪となる可能性」に晒されていたか否かを問うべきである。本件では、陪審が宣誓を行う前から検察官は公判に参加する意思がないと表明していたので、申請人は有罪とされるリスクを負っていたとはいえ、本件で危険は生じていない。したがって本件の無罪の指示評決は真の無罪 (acquittal) ではなく、また現に公判裁判官も本件の措置を指して「公訴棄却 (dismissal)」と述べている、というものである。合衆国最高裁判所はサーシオレイライを認容した。

《判旨・法廷意見》

破棄・差し戻し

法廷意見 (パー・キュリアム)

本件では、申請人に二重危険という危険 (jeopardy) が生じていたか、生じていたとして、申請人を再度公判に付することが二重危険条項により

阻止される態様で手続が終結したか、の二点が争点となる。

(1) 刑事手続に関する法理の中で、二重危険にいう危険は陪審が選ばれ宣誓したときに生ずるといふほど明確な法理はほとんど存在しない。1978年のクリスト (Crist v. Bretz, 437 U.S. 28 (1978)) が明確に述べた通り、陪審裁判において危険が発生する厳密な時期は、1963年のダウナム (Downum v. United States, 372 U.S. 734 (1963)) で決着し、陪審が選ばれ宣誓をした時点であることは確立した理解となっている。

ところがイリノイ州 Supreme Court は、1975年のサーファス (Serfass v. United States, 420 U.S. 377 (1975)) に依拠し、陪審の宣誓は危険発生の有無を判断する一義的な基準ではないことを示唆する。同裁判所によれば、サーファスは、危険発生の有無や時期を判断する上で「固い機械的な原則」によるべきでないことを趣旨とする判断であり、危険の発生の有無は、機能的にみて (as functional matter)、被告人が「公判の危難と有罪となる可能性」の下に置かれていたか否かを問うべきだという。

しかし、サーファスは危険の発生時期に関しては、他の先例と同様、陪審裁判では陪審が選ばれ宣誓した時点であるという一義的な基準を述べており、むしろ機能的アプローチを退けている。サーファスには、先例が二重危険条項の解釈において「固い機械的な原則」を好ましいものと考えてこなかったと述べている箇所はあるが、それは、危険の発生を前提に、再度の公判が阻止される態様で手続が終結したか否かの解釈において「固い機械的な原則」をとるべきでないとしたサマヴィル (Illinois v. Somerville, 410 U.S. 458 (1973)) を引いて述べたものであり、サーファスは危険の発生時期に何ら疑いを抱かせる判断ではない。

当裁判所は一貫して、陪審裁判では陪審が宣誓したときに二重危険にいう危険が生ずることを一義的な基準と扱ってきた。特定の事案の状況下で、被告人が有罪となるリスクを真に負っていなかったといえる場合には、危険が生じない場合があるという例外を示唆したことはない。本件では陪審が宣誓をしている以上、申請人は危険の下に置かれていたのである。

(2) 無罪 (acquittal) に対する裁判所の審査は常に刑事被告人を二重危険

に晒し合衆国憲法に反することは、おそらく二重危険の法理論・法実務の歴史上最も基本的な原則である。そして無罪とは、ある犯罪について被告人の刑事責任を立証するのに検察側の証明が不十分であることを内容とする全ての裁判を含むと当裁判所の先例は定義してきた (Evans v. Michigan, 568 U.S. __ (2013))。

本件では、検察官が有罪立証を拒んだ後、弁護人は無罪の指示評決を申し立て、裁判官がそれを認めている。これは、検察官の立証によっては刑事被告人の有罪を証明できていないという認定にほかならず、典型的な無罪である。イリノイ州 Supreme Court は、公判裁判所が無罪評決を指示した際に、「公訴棄却 (dismissal)」と述べていたことも指摘しているが、無罪にあたるか否かはその形式ではなく実体により決まることは当裁判所の先例が強調してきたところである (United States v. Martin Linen Supply Co., 430 U.S. 564 (1977))。申請人は無罪とされた以上、州が申請人を再度公判に付することは許されない。

(3) イリノイ州 Supreme Court の採用した機能的アプローチが検察官や公衆に不公正を強いることを避ける上で必要ということもできない。本件公判当日、公判裁判所は、検察官が証人を発見する時間を与えるため、繰り返し陪審の宣誓の実施を遅らせており、それまでも幾度も公判期日の続行を認めている。決定的なのは、公判裁判所が陪審の宣誓が行われる前ならば公訴棄却 (dismissal) を申立てることができると検察官に告げていることである。検察官が公訴棄却を請求していれば、申請人を再度訴追することは二重危険条項により妨げられることはなかったはずであり、そうしなかった検察官は、有罪立証に必要な証拠を持たずに公判審理に臨むという賭けに出たのである。イリノイ州 Supreme Court の判断を破棄し差し戻す。

《解説》

1. 合衆国憲法第5修正は二重危険 (double jeopardy) を禁止する¹⁾。

1) 第5修正の二重危険条項は、1969年のベントン (Benton v. Maryland, 395

その狙いは実体裁判の終局性の維持だけでなく、訴追を繰り返すことにより被告人に生ずる財政的・心理的不利益、無辜が有罪とされる危険の回避にあると解されている²⁾。再度の訴追が二重の危険として阻止される場合について、コモン・ローでは、当初の手續が有罪・無罪の実体判断で終結した場合に限られると解されていたのに対し、合衆国では、それ以前に手續が終結した場合であっても阻止されることがありうると解されるようになった³⁾。

そうした解釈によると次の問いが生じる。第一に、後の訴追を二重の危険と評価するには当初の手續で「危険」が生じている必要があるところ、それは手續のどの時点で発生するのか。第二に、陪審が評決不能に陥った場合など、当初の手續が相当に進んでいたとしても（したがって危険が生じていたとしても）再度の公判を許すべきと考えられる場合もあるところ、当初の手續がいかなる態様で終結した場合に再度の公判が阻止されるのか、である。

本件では、検察側の重要証人の不出頭を理由とする公判期日の続行の申出を退けられた検察官が、陪審の宣誓前に、州側は公判に参加するつもりはない旨明言し、現に冒頭陳述と証人喚問を拒否した結果、裁判官の無罪の指示評決により手續が終結したという場合に、①「危険」は発生していたか、②発生していたとして、手續の終結の態様は再度の公判を阻止するものであったかが争われ⁴⁾、合衆国最高裁はいずれも積極に解した。

2. (1) 「危険」の発生時期に関しては、1963年のダウナム (Downum

U.S. 784 (1969)) において第14修正のデュー・プロセス条項に包摂されることが明らかにされ、連邦・州のいずれにも適用されている。合衆国の二重危険法理の展開については、中野目善則『二重危険の法理』（中央大学出版部、2015年）39頁以下参照。

- 2) See, e.g., *Green v. United States*, 355 U.S. 184, 187-88 (1957).
- 3) 出発点となったのは1824年のペレス (*United States v. Perez*, 22 U.S. 579 (1824)) である。
- 4) 本件の紹介・評釈として田中利彦ほか「アメリカ合衆国最高裁判所2013年10月開廷期刑事関係判例概観」比較法学49巻1号 (2015年) 195頁 (小島淳) 参照。

v. *United States*, 372 U.S. 734 (1963)) がリーディングケースとされる⁵⁾。事案は、陪審が選ばれ宣誓した後、最初の証人尋問が行われる前の時点で、重要証人の不在に気づいた検察官がミストライアル⁶⁾を請求し、裁判官がそれを認容したというものである。ダウナムは、二重危険条項の下、ミストライアルによって陪審の職務を解き新たな公判を開くことが許されるのは例外的な状況に限られ、政府が有罪立証に必要な証拠を持たずに公判審理に臨んだ当該事案では許されないとした。ダウナムは、危険の発生時期について明示的に判示することはなかったが、当該事案での新たな公判が二重危険にあたり許されないとした以上、遅くとも陪審が選ばれ宣誓をした時点で危険が発生したことが前提とされていたといえる。

合衆国最高裁として危険の発生時期という概念を明示的に用い、陪審裁判と裁判官裁判のそれぞれについて、危険の発生時期を特定する判示を行ったのは1975年のサーファス (*Serfass v. United States*, 420 U.S. 377 (1975)) である。事案は、公判前の手続において裁判官が事実上、被告人の無罪を認めてディスミッサルにより手続を終結したというものであった⁷⁾。サーファスは、二重危険条項の歴史と文言に照らし、危険が発生するのは、有罪・無罪の実体裁判を行う権限を有する審判者を面前とする手続が開始された時点と解され、陪審裁判では陪審が選ばれ宣誓した時点、裁判官裁判では最初の証人が宣誓した時点であるとした上で、公判前の手続で裁判官は実体裁判を行う権限を有しないので、当該事案で危険は発生していない

5) 危険の発生時期については中野目・前掲注1・45頁以下参照。

6) ミストライアルとディスミッサルは、いずれもわが国の公訴棄却に相当するものであるが、前者は陪審が有罪・無罪の評決を下す前に、陪審をその評決を下す職務から解く裁判をいい、後者はそれ以外のものを指す。渥美東洋編『米国刑事判例の動向I』(中央大学出版部、1989年)231頁(中野目善則担当)。

7) 徴兵拒否罪等で起訴された被告人が、公判前にディスミッサルを申し立てたところ、裁判官がオーラル・アークュメントを開いた上で、被告人が良心的徴兵拒否者に分類されるべきであったことの一応の証明がされているとして、公判を開くことなくディスミッサルを認めた場合に、それに対する検察官上訴が二重危険となるかが争われた。

と論じたのである。

以上の先例は連邦事件であったところ、1979年のクリスト (Crist v. Bretz, 437 U.S. 28 (1978)) は州にも同じ基準が適用されることを明らかにした⁸⁾。州側は、連邦で採用されている12人の陪審による全員一致評決の要件と同様、陪審裁判での危険の発生時期に関する先例は、連邦法域のみに適用される便宜的な原則にすぎないと主張したのに対し⁹⁾、クリストは、①二重危険条項は合衆国では、「一つの特定の裁判体によって公判を終了してもらう貴重な権利」の保障を不可欠の内容に含むものと解されるようになった、②このことは、ひとたび一組の陪審が選任された後は、評決を読み上げるといふ厳粛な責務を果たすまでその職を解かれるべきでないとしてきた伝統に照らすと、「選ばれた陪審を維持する被告人の利益」を保護すべきことを意味する、③したがって陪審裁判での危険の発生時期を陪審が選ばれ宣誓した時点とする先例の基準は便宜的な線引きではなく、二重危険条項の必須の内容をなし、州にも等しく適用される、と論じた。陪審裁判での危険の発生時期が、裁判官裁判の場合よりも早い陪審の宣誓時点と解される理由として、陪審の伝統に裏づけられる個々の陪審の持つ固有性・非代替性の強さが挙げられており、それまでの先例よりも実質的な理由づけが示された¹⁰⁾。

8) 事案は、陪審が選ばれ宣誓をした後、最初の証人の宣誓前の段階で、訴因の一つに日時の記載の誤りがあると気づいた検察官が、その補正を申立てたが認められなかったため、陪審裁判での危険の発生時期を最初の証人の宣誓時と定める州法に基づき、全訴因についてディスマッサルを請求し、訂正した訴因で再度起訴したというもので、当初の手続において危険が生じていたかが争われた。クリストの紹介・評釈として、渥美・前掲注(6)253頁(中野目善則担当)。

9) See, *Apodaca v. Oregon*, 406 U.S. 404 (1972); *Williams v. Florida*, 399 U.S. 78 (1970); *Ballew v. Georgia*, 435 U.S. 223(1978). *Ballew* の紹介・評釈として、渥美東洋編『米国刑事判例の動向Ⅲ』(中央大学出版部、1984年) 263頁(中村千春担当) 参照。

10) なお陪審裁判と裁判官裁判とで危険の発生時期が区別される理由として、陪審選任手続における被告人の尽力や検察官による不正の虞を挙げる見解もある。See, Peter Westen & Richard Drubel, *Toward a General Theory of Double*

(2) このように現在では危険の発生時期の理解は確立しているが、危険の発生時期を過ぎても危険が発生しない例外的状況が想定されない訳ではない。そうした例外に言及する合衆国最高裁の先例はないものの、公判裁判所が裁判権を欠いた場合や、被告人が欺罔や買収等により無罪を得た場合などを挙げる見解や下位の裁判所の判断が存在する¹¹⁾。

本件との関係では、本件の原裁判所であるイリノイ州 Supreme Court が1980年のディームズ (People v. Deems, 81 Ill. 2d 384 (Ill. 1980)) で認めた例外が重要となる。ディームズで被告人は盗品譲受の訴因で起訴されたが、公判当日の手續開始前、検察官は、被告人の罪責は窃盗であり、窃盗の訴因で起訴し直したいと述べ、デイスミッサルを請求した。ところが裁判官はこれを退け、盗品譲受の訴因のまま公判(裁判官裁判)を開始したため、検察官は冒頭陳述も証人喚問も行わず、被告人が自ら証人として宣誓のみ行い、結局無罪が言い渡された。検察官は後日、窃盗の訴因について被告人を起訴したところ、当初の手續において危険が生じていたかが争点となった。ディームズは、①サマヴィル (Illinois v. Somerville, 410 U.S. 458 (1973)) を引き、危険の発生時期に関する原則は、それが保護する利益が危険に晒されず、その機械的適用が社会の刑事法執行の利益を損なうと思われる場合には、機械的適用を避けるべきとした上で、②当該検察官は盗品譲受について被告人は無罪であるとの認識から、デイスミッサルを得るためできる限りのことをしたのであって、当該手續は被告人を有罪としようとする試みとはいえ、裁判官が窃盗についての再訴を阻止するためだけに用いた、公判としての実体を持たないものであったこと、③先例上、裁判官裁判での危険の発生時期は最初の証人の宣誓時点だとされるが、そこで想定されているのは検察側の証人による宣誓であることなどを指摘し、④当該事案で被告人は有罪と認定されるリスクに直面していないので、二重危険にいう危険は生じていない、としたのである。

Jeopardy, 1978 SUP. CT. REV. 81, 99, n. 98 (1978).

11) See, 6 Wayne LaFare et al., *Criminal Procedure* §25.1 (d) (4th ed. 2015).

3. 本件のイリノイ州 Supreme Court の多数意見は、本件にはディームズが適用される旨述べ¹²⁾、本件でも危険は発生していないと結論づけた。同裁判所は、危険の発生時期は、「固い機械的な」基準で判断されるべきでないというのがサーファスとサマヴィルの立場であり、「被告人が有罪と認定されるリスクに直面」していたか否かを問うべきところ、本件検察官は、陪審が宣誓を行う前から州に公判手続に参加する意思がないことを明言し、現に冒頭陳述と証人尋問や証拠の提出をしていないので、申請人はかかるリスクに直面しておらず、危険は発生していないと論じたのである。

もっとも、ディームズと本件では重要な事実に相違があり、ディームズの適用には疑問も存在する¹³⁾。第一は、ディームズでは、検察官が公判開始前にディスミッサルを請求したが、裁判官がこれを退けた点である。合衆国では、わが国のような訴因変更制度はなく、補正が許されない程度の訴因変更を行うには、公判が開始され危険が発生する前にディスミッサルを得て起訴し直す必要がある。そのため、検察官が請求したディミッサルを裁判所が不当に退け、公判が開始され無罪が下されたような場合は、「検察官や公衆に不公正を強いる」として危険の発生に例外を設ける必要を論ずる余地がある。それに対し、本件のように検察官がディスミッサルを請求していない場合は同様の議論は成り立たない¹⁴⁾。第二は、ディームズは裁判官裁判の事案であった点である。裁判官裁判での危険の発生時期は最初の証人の宣誓時とされているが、その趣旨は検察側の最初の証人の取調べが開始されることで、裁判官が被告人にとって「特定の裁判体」と

12) See, *People v. Martinez*, 990 N.E.2d 215, 223 (Ill. 2013).

13) イリノイ州 Supreme Court の多数意見に対し、1名の裁判官の反対意見が付されている。See, *id.*, at 227-29 (Burk J., dissenting).

14) イリノイ州 Supreme Court で付された反対意見は、本件検察官がディスミッサルを請求しなかったことに加え、陪審選任手続には参加していたことを挙げ、本件で、検察官は重要証人の確保を期待して一時的な休廷を求めていたにすぎず、ディームズでのように公判が実体のない外観だけのもの (sham) に至っていたとはいえないと指摘する。*Id.*, at 228-29.

なる点にあると解される。したがって検察側証人が喚問されなかったことや被告人が自ら証人として宣誓をしたにすぎないことは、例外を許容する方向に働く事情となりうるのに対し、陪審裁判では、クリストの説明に従う限り、同様の議論は成り立ちにくい。

4. イリノイ州 Supreme Court の多数意見は本件で、ディームズで考慮されていた可能性のある危険の発生時期に例外を設ける必要性や許容性を特に考慮することなく、一般的に、被告人が有罪と認定されるリスクに直面していたか否かを実質的に検討して危険の発生を判断する「機能的アプローチ」を陪審裁判について用いたということができ、合衆国最高裁は、これを合衆国最高裁の先例の解釈を誤るものとして明確に退けた。上述の通り先例はかかる立場を示唆したことはなく、陪審裁判での危険の発生時期は陪審が選ばれ宣誓した時点であることが強固な原則であることが確認されたといえる。

他方で、法廷意見が、限られた場面での例外の余地を明示的に留保している点が注目される。法廷意見は注3において、公判裁判所が裁判権を欠いた場合、被告人が欺罔や買収等により無罪を得た場合、そしてディームズを引用した上で、検察官が陪審の選任に伴う結果を避けるためディスマッサルを得る機会を与えられなかった場合を挙げている。特に法廷意見が、州 Supreme Court の機能的アプローチをとらないことが「検察官や公衆に不正を強いる」ことにはならないことを取って判示していることからすると、ディームズの事案のように不正を強いる場合には例外の可能性があると示唆しているとみる余地もあろうか¹⁵⁾。

5. 手続の終結の様相が再度の公判を阻止するかに関して本件では特に目新しい判断はされていない。先例上、無罪に対する上訴が絶対的に阻止されることは早くから確立しており¹⁶⁾、陪審による無罪評決と裁判官によ

15) See, Richard Re, *Did the Martinez Sum Rev Apply or Change the Law?*, RE'S JUDICATA (October 31, 2016), at <http://richardresjudicata.wordpress.com/2014/06/06/did-themartinez-sum-rev-apply-or-change-the-law/>.

16) See, *Ball v. United States*, 163 U.S. 662 (1896).

る無罪も区別されていない¹⁷⁾。本件は、検察官が有罪立証を拒んだため、弁護人が無罪の指示評決を申立て、裁判官がそれを認めており、法廷意見が指摘する通り、本件手続の終結の態様は、検察官の立証が被告人の有罪を証明できていないという裁判官の認定に基づくものにほかならない。本件で危険が発生していると解する以上、これを無罪 (acquittal) でないと説明するのは難しいと思われる。なお法廷意見は本件について、政府が有罪立証に必要な証拠を持たずに公判審理に臨んだ場合と評価しているので、前記ダウナムに従えば、仮に本件で裁判官がディスマッサルやミストライアルを行ったとしても再度の公判は阻止されていたと思われる¹⁸⁾。

17) See, e.g., *Smith v. Massachusetts*, 543 U.S. 462 (2005) (collecting authority).

18) 法廷意見も注4で「おそらく (probably)」と留保した上で同様の指摘をしている。

Utah v. Strieff, 579 U.S. ___, 136 S.Ct. 2056 (2016)

川 澄 真 樹*

不審事由を欠き第4修正に違反して個人を停止させ、身元確認をした際に判明した未執行の逮捕令状に基づいて逮捕を行い、その逮捕に伴う捜索により発見された証拠について、稀釈法理が適用され、証拠は排除されないとされた事例。

《事実の概要》

サウスソルトレイクシティ警察の薬物担当刑事の Fackrell は、ある住居で「薬物に関する活動」が行われているとの匿名の情報提供に基づいて、一週間近くかけ、当該住居を断続的に監視した。この監視中、住居を訪れる者達が住居へ入ると数分で外に出て来て、立ち去って行くという状況が頻繁に見られ、それは、住居の居住者が薬物を取引しているとの疑念を抱くのに十分なものであった。本件の被申請人 Strieff もこれらのうちの一人であった。Strieff がこの住居から出て来て、近くのコンビニエンスストアに向かって歩いて行くのを現認した Fackrell 捜査官は、コンビニエンスストアの駐車場で Strieff を停止させ、自分が警察官であることを告げた上で、住居で何が行われていたのかを尋ねた。身分証明の求めに応じて、Strieff はユタ州の運転免許証を提示し、Fackrell 捜査官は Strieff の情報を警察無線の係官に伝達すると、Strieff には交通違反に関連して逮捕令状が発付されており、しかもこの令状が未執行であることが判明した。Fackrell 捜査官は Strieff を令状逮捕し、逮捕に伴う捜索を行ったところ、

* 中央大学大学院法学研究科博士課程後期課程在学中

チャック付きビニール袋に入ったメタンフェタミンと薬物使用のための器具を発見した。ユタ州は Strieff をメタンフェタミン及び薬物使用のための器具（以下、本件証拠という）の違法所持で起訴した。Strieff は、本件証拠は違法な停止から派生するものであるとの理由から、証拠排除を申立てた。排除聴聞手続において、検察官は、本件では、被疑者を停止させる「不審事由（合理的な嫌疑）(reasonable suspicion)」を欠いてはいたが、違法な停止と禁制品の発見の間のつながりを稀釈する有効な逮捕令状が存在することから、証拠は排除されるべきではない旨主張した。

公判裁判所は検察官の主張を認め、違法な停止と捜索の間の時間が短いことは証拠排除に傾く事情ではあるが、有効な逮捕令状の存在は「特別な介入事情」となり、また、停止は薬物犯罪が疑われる住居に対する適法な捜査中のものであり、その違法の程度は目に余るような重大なものではないと判示した。ユタ州 Court of Appeals も公判裁判所の判断を確認した。

これに対して、ユタ州最高裁判所は、ユタ州 Court of Appeals の判断を破棄し、違法な捜索と証拠発見との間の関係を断ち切ることができるのは「(自白や捜索の同意といった)被告人の自由意思に基づく任意の行為」のみであり、本件で Fackrell 捜査官が有効な逮捕令状発付の事実を知ったとの事情はこれに当たらないとの理由から、本件証拠を排除した。

違憲の停止から有効な逮捕令状発付の事実が判明した場合に、稀釈法理が適用されるかという点について、下級裁判所の間で判断の不一致が生じているため、合衆国最高裁判所によりサーシオレイライが認容された。

《判旨・法廷意見》

破棄

1 トーマス裁判官執筆の法廷意見

排除法則には、違憲の行為と証拠の発見との間のつながりが大きく稀釈されていることを理由に証拠の排除を否定する稀釈法理の例外が認められている。本件で問われているのは、警察官が捜査目的で違憲の停止を行い、その停止中に、被疑者には有効な逮捕令状が発付されていることを知

って被疑者を逮捕し、その逮捕に伴う捜索中に負罪証拠を押収したという場合に、この稀釈法理が適用されるかということである。当裁判所はこれを積極的に解する。

1 第4修正は「不合理な捜索・押収から身体、住居、書類、及び所持品が守られる人民の権利」を保障している。違憲な捜索や押収を受けた者は歴史的には、不法行為に基づく訴訟や自力救済を通じてその権利を行使してきたが、その後、公判審理において違法に押収された証拠を排除する排除法則が、第4修正違反についての主要な司法上の救済策となった(*Mapp v. Ohio*, 367 U.S. 643 (1961) 参照)。

当裁判所の先例によれば、排除法則は「違法な捜索・押収の直接的な結果として得られた証拠」と、本件で関係する、「違憲の活動後に発見され、その活動の違法性から派生すると考えられる証拠」、いわゆる「毒樹の果実」にも及ぶ(*Segura v. United States*, 468 U.S. 796 (1984))。しかし、そのコストの重大性から、当裁判所は排除法則にいくつかの例外を認めてきた。そのうちの一つが本件で問題となっている稀釈法理であり、これは、警察の違憲の活動と証拠の間のつながりが遠い、もしくは、何らかの介在事情によってそのつながりが断ち切れ、結果として、「獲得された証拠を排除しても、憲法で保障されている利益の保護に役立たない」場合に証拠は許容できるとするものである(*Hudson v. Michigan*, 547 U.S. 586 (2006))。

2 この稀釈法理の本件への適用の是非を判断するに当たって、まず、前提の問題として、有効な、違憲の活動の前に既に発付されていて、違憲の活動に汚染されていない逮捕令状が介在事情である場合にも、稀釈法理の適用はあるかという問題について検討する。この点につき、ユタ州最高裁判所は当裁判所の先例を解釈して、「自白や捜索への同意のように被告人の「自由意思」という独立した活動が関係する場合」に稀釈法理の適用は限定されるというが、違憲の活動と証拠発見との因果関係に、被告人の行為が関係しないことがままあるし、また、先例の論理からしても、稀釈法理の適用は被告人による独立の行為が介在した場合に限定されない。したがって、これには同意できない。

そこで次に、本件で、有効な逮捕令状が発付されていることに警察官が気付いたことが、違法な停止と証拠の発見との間の因果関係を断ち切るのに十分な介入事情となっているか否かについて検討すると、この検討に当たっては、*Brown v. Illinois*, 422 U.S. 590 (1975) において示された三つの考慮要素が分析の指針となる。それは、第一に、違憲の活動と証拠の発見の間の「時間的接着性」であり、第二に、「介入事情の存在」である。そして第三に、「特に」重要な点であるが、「官憲の違法行為の有意性と重大性」である。これらの要素を評価するに当たっては、州側も本件停止に不審事由が欠けていたことを認めているため、それを前提に検討を加える。

(1) 第一の要素である、当初の違法な停止と捜索の間の時間的接着性の点では、当裁判所の先例では、違法な活動と証拠獲得との間で「相当程度の時間」が経過していない限りは、この要素からは稀釈は認められないとされてきており (*Kaupp v. Texas*, 538 U.S. 626 (2003)), 本件で、違法な停止からほんの数分で身体から禁制品が発見されていることからすると、本件では証拠の排除に傾くこととなる。

対照的に、第二の要素である介入事情の存在は州側に大きく有利に働く。*Segura* では、捜査官らには、アパートメントの居住者がコケインを取引していると思料する相当な理由があったことから捜査官らは令状発付を請求したが、令状発付を待つ間、捜査官らは、アパートメントに立ち入り、居住者を逮捕し、身体の安全の確保という限定された目的の範囲で捜索して薬物活動の証拠を発見した。捜索令状は翌日の夜、発付されたが、当裁判所は、令状を支える情報は「立入とは全く無関係に、立入の以前に捜査官が知っていた」ものであったことから、違法な捜索があったにも拘わらず、当該証拠の許容性を認めた。

Segura で適用されたのは独立入手源法理ではあるが、この *Segura* の判示は、有効な逮捕令状の存在により、違法な活動と証拠発見の間のつながりが、「汚染が消失していると言えるほど十分に稀釈されている」と認定される方向に傾くものであることを示唆している。

本件では、令状は有効であり、Fackrell 捜査官の捜査の開始に先立って

存在し、本件での停止とは全く関係のないものである。そして、「令状とは、官憲に対して、捜索または逮捕の執行を裁判官が命じているものであり、官憲はその職務を遂行することを宣誓している」（*United States v. Leon*, 468 U.S. 897 (1984)）ので、令状が発付されていることを知ったなら、Fackrell 捜査官には Strieff を逮捕する義務が生じ、そこに裁量の余地はなく、そして、逮捕すれば逮捕者の身体の安全を確保するために、逮捕に伴う捜索を適法に行えることは明らかである。

最後に、第三の要素である「官憲の違法活動の有意性と重大性もまた、州側にきわめて有利に働く。この第三の要素は警察の活動を最も抑止する必要がある場合——すなわち、その活動が意図的である場合や、目に余る場合——にのみ、証拠を排除する方向に働くものである。

本件の捜査官は、Strieff が薬物活動の行われている住居へ入っていった時刻を確認しておらず、薬物取引を行っている可能性がある短時間の訪問者であると結論付けるのに十分な根拠を有していなかった点と、そのような状況の下では、Strieff に対し、話をしてもらえるか尋ねるべきであったにも拘わらず、話をするよう要求した点において、誤りを犯しているが、この誤りは善意によるものであり、せいぜい言って不注意であったに過ぎない。Fackrell 捜査官が Strieff に接近した目的は「住居の中で行われていることを解明すること」であり、また、近づいて質問するだけの行為が禁止されるいわれはなく（*Florida v. Bostick*, 501 U.S. 429 (1991) 参照）、こうした判断の誤りから Strieff の第4修正上の権利に対する意図的、ないし目に余るような侵害に至ることはほとんど無い。

本件では停止の判断は誤りであったが、それ以外の活動は適法であった。令状が発付の有無を確認したことは、捜査官の安全確保のために取られる「警戒措置で（相手方の負担を）無視できるほどのもの」（*Rodriguez v. United States*, 575 U.S. __ (2015)）であり、捜索も逮捕に伴う適法なものであった。

さらに、この違法な停止が組織的に行われているもの、ないしは、頻発する警察の違法活動の一部であったと示唆するものはなく、逆に、証拠は

すべて、本件の停止が、薬物活動が疑われている住居に対する捜査との関係で、個別に行われた不注意に基づくものであったことを示唆している。Fackrell 捜査官は Strieff がこの住居を出てくるのを現に見ており、また、Fackrell 捜査官の住居に対する嫌疑は、匿名の情報提供と自身の観察に基づくものであった。

本件では、違法な停止と逮捕との時間的接着性が認められるが、未執行の逮捕令状という介在事情が存在し、また、停止の違法性が目に余る程のものとはいえ、第一の考慮要素を後の二つの考慮要素が凌駕しているので、稀釈法理の適用が認められる。

(2) また、Strieff の反論も説得的なものではない。

Strieff は、まず、本件の停止は、専ら犯罪の証拠漁り目的であるので、意図的で、目に余るようなものであると主張するが、Fackrell 捜査官が停止を求めたのは、薬物取引を疑われる者が所在する住居の中で、何が行われているか確かめるためであり、「何らかの証拠が出てくるであろうと期待して」嫌疑なく証拠漁りをしたわけではない。Strieff はさらに、不審事由を欠いて停止させることの違法性は目に余るものであると主張するが、これは、違法な停止の基準と違法の重大性の基準を混同した主張である。本件では違法の有意性も程度も証拠排除を正当化する程には至っていない。

第二に、Strieff は、多くの法域において、未執行の逮捕令状の存在が広く認められるために、本件のような場合に排除法則が適用されないとすると、警察は底引き網式に捜索することが可能となると主張する。しかし、そのようなみだりな活動をすれば、警察は民事・行政上の責任に直面することとなるであろう（合衆国法典タイトル42第1983条参照）。そのような底引き網式の捜索が行われていることを示す証拠が本件で提示されていれば、*Brown* の考慮要素を本件に適用した結論は異なっていたかもしれないが、そうした事態がユタ州サウスソルトレイクシティで起きているとの証拠は示されていない。

ユタ州最高裁判所の判断を破棄する。

2 ソトマイヨール裁判官の反対意見(1, 2にギンズバーグ裁判官参加)

1 本件の事情の下で証拠の許容性を認めれば、たとえ違法な方法によってであれ、罰金の未納付を理由とする逮捕令状の存在が判明すれば、しかも、その令状が「軽微な交通違反での逮捕令状」であったとしても、それと無関係の犯罪の証拠を捜索することができると警察官達に伝えることとなる。

2 *Brown* の三要素に照らすと、本件の警察官は薬物を自身の違法な行為を活用して発見したことが確認できる。警察官は *Strieff* を違法に停止させ、すぐに令状が発付されていないか確認を行っているが、ユタ州は18万もの軽微な犯罪に対する令状をデータベースにリストアップしており、逮捕時にソルトレイクカウンティでは、相当数の令状が未執行で処理されていない状態にあった。したがって令状が発付されていることを知ったことは警察官が予期できなかった介在事情とはならない。警察官の違反はまた、証拠獲得目的で計算されたものであり、これについては、停止の唯一の理由が住居における薬物活動の捜査のためであったことを警察官自身も認めている。換言すれば、令状発付の事実を確認したことは、薬物を探す捜索から停止を切り離す「介在事情」ではなく、警察官の違法な「何かが出てくるとの期待を持った証拠漁り」そのものである。警察官は自身の憲法違反を活用して薬物を発見したのであるから、当該薬物は排除されるべきである。

3A 法廷意見は、逮捕令状の存在が違法な警察の活動と証拠の発見とのつながりを断ち切るというが、これでは、令状の存在について知らない警察官が、気まぐれや直感で個人を違法に停止させることを許すことになる。

法廷意見は *Segura* に依拠しているが、*Segura* は、捜査官の違法な行為が捜索令状の入手とは全く無関係であった事案であるのに対し、本件では、違法な停止が逮捕令状発付の事実を警察官が知るのに不可欠なものであったことから *Segura* を根拠に、本件で有効な逮捕令状により汚染が稀釈されているとすることはできない。

同様に、法廷意見は、本件で令状が発付されているかの確認を警察官の「安全」のために取られる「警戒措置で（相手方の負担を）無視できるほどのもの」であるとしているが、*Rodriguez* は幹線道路上のパトロールにおける車輛の運行上の安全面からこれを認めたのであり、「通常の犯罪の証拠を見つけること」を狙いとした歩道の通行人に対する令状発付の確認をこれと同様に扱うことはできない。

法廷意見はまた、警察官は意図的に第4修正に違反し、違法な行為を活用したわけではなく、善意の誤りを犯しただけなので、排除法則によっては抑止できないものであるというが、このような過失をする傾向にある官憲こそが証拠排除による教育が必要な者達なのである (*Stone v. Powell*, 428 U.S. 465 (1976))。

3B 法廷意見の最も衝撃的な点は、本件での違法な停止を「偶然のもの」であり、「何ら組織的な、もしくは頻発する警察の違法な行為の一部ではないと示唆している」ことである。

未執行の令状は驚くほど一般的であり、各州と連邦政府のデータベースには780万もの未執行の令状が載せられており、大多数は軽微な犯罪に対するものである。司法省の全米に渡る調査は、この数の令状が各州において警察が人々を理由なく停止させるために用いられている状況につき説明している。ユタ州最高裁判所はサウスソルトレイクシティ警察の警察官が不審事由を欠いて停止させた通行人に対し令状発付の確認を行うことを「ルーティンの手続」や「一般的な実務」と表現している (*State v. Topanotes*, 2003 UT 30, 76 P3d 1159)。多数意見は、また、これらの例から本件が「切り離された」ものとされる理由を示唆しておらず、どのようにすれば、被告人がその逮捕が「広くなされている」違法行為の結果であると証明することができるかということについての指針を何ら提供していない。

4 当裁判所は官憲に対し、個人を探り、調査する多くの手法を提供してきたが、官憲がこれらの手段を十分な理由なく利用することを容認するならば、恣意的な方法で通行人を標的とする理由を官憲に与えることになる。また、我々のコミュニティの構成員を二級市民として扱う危険を冒す

ことになる。

本日の法廷意見は、個人の身体が侵害されても、裁判所もその権利の侵害を容認するということを伝えている。個人は民主主義社会の市民ではなく、監獄国家に服することになると暗に意味しているのである。

3 ケイガン裁判官の反対意見（ギンズバーグ裁判官参加）

本件では、違憲の停止の果実である証拠を排除しても、違法捜査の抑止効が認められないほど、違憲の活動と獲得された証拠との間の因果関係が稀釈されているか否かが問われている。その検討に当たり、指針を与えるのは法廷意見がいうように *Brown* で示された三要件である。

第一の違憲の停止と証拠獲得の間の時間的接着性という点では、本件では、これが明らかに認められる。

第二に、停止が意図的であったかということであるが、本件の停止は、不審事由の認められない状況で薬物取引の捜査目的で行われており、計算づくのものであったといえる。

第三に、本件で停止と獲得された証拠との間の「因果関係を断ち切る」介入事情が存在するかであるが、この介入事情という観念は因果関係を近因的なものに限るという不法行為上の法理に由来するものであり (*Bridge v. Phoenix Bond & Indemnity Co.*, 553 U.S. 639 (2008)), 不法行為の場面では、ある事情について予見可能性がない場合にのみその事情は介入事情とされる。サウスソルトレイクシティでは、多数の未執行の逮捕令状がデータベースに登録されており、本件のように停止中に未執行の逮捕令状の有無を確認することが警察の「一般的な (common)」実務であることからすると、Strieff に逮捕状が発付されているとの事実は、停止時に高度に予測可能なものであったといえ、したがって、未執行の逮捕令状を介入事情とみることはできない。

このように多数意見は *Brown* の三つの考慮要素の適用を誤っており、本件以降は、警察官が、不審事由がなくとも、個人を停止させるという誘因は高まり、こうした活動は抑止されなくなる。

《解説》

1. はじめに

本件は、第4修正に違反する違憲の停止中に判明した未執行の逮捕令状に基づいて逮捕が行われ、その逮捕に伴う捜索により発見された覚せい剤等について、これが当初の違法な停止（毒樹）から派生する証拠（果実）として排除法則によって排除されるのか、それとも、当初の違法な停止からは汚染が稀釈されているとして稀釈法理が適用され、排除されないかが争われた事例である。アメリカにおいては、職務質問のための停止であっても第4修正による規律を受け、*Terry v. Ohio*¹⁾において、個人を停止させる正当化事由は「不審事由（合理的嫌疑）(reasonable suspicion)」が要件となることが明示された。そしてまた、アメリカでは、排除法則は憲法違反が生じた際の救済策であるとされているので、職務質問のための停止の場合にも適用されることとなる。

2. 毒樹の果実法理と稀釈法理の例外

まず、排除法則は *Weeks v. United States*²⁾で連邦の法原則として確立し、第4修正上の直接の要請であると判示されたが、合衆国最高裁判所は現在、排除法則の主たる根拠を違法捜査に対する抑止効に求める抑止効説に立っている³⁾。

本件で問題となっているのは、違憲の捜索により直接入手された証拠ではなく、違憲の停止から派生して得られた証拠についてであるが、このような直接的な証拠ではなく、違法活動がなかったならば、得られなかったはずの証拠も同様に排除されるとの毒樹の果実法理⁴⁾が *Silverthorne Lum-*

1) *Terry v. Ohio*, 392, U.S. 1 (1968). *Terry* の紹介・解説として渥美東洋『捜査の原理』（有斐閣1979年）14頁、278頁、松尾浩也・アメリカ法1969年2号246頁、伊藤正巳ほか編・英米判例百選Ⅰ公法（阪村幸男）170頁がある。

2) *Weeks v. United States*, 232 U.S. 383 (1914). *Weeks* の紹介・解説として渥美・前掲注1) 189頁、小早川義則『毒樹の果実論』（成文堂2010年）98頁がある。

3) 柳川重規「毒樹果実法理の適用と裁判所の証拠排除権限」法学新報101巻3・4号211頁、225頁（1995年）。

4) この毒樹の果実法理について、我が国においては、違法捜査によって直接発

*ber Co. v. United States*⁵⁾で確立した。しかしながら、この毒樹の果実法理にも、独立入手源法理⁶⁾、稀釈法理⁷⁾、不可避的発見の法理⁸⁾という例外がある。

本件で争点となったのは第二の例外の稀釈法理の適用の有無であり、未執行の逮捕令状が警察官による違憲な停止と逮捕に伴う捜索により発見された本件証拠との間の介在事情となり、違憲な停止という当初の毒樹を稀釈するかが争われた。

見された証拠が「毒樹」とされ、そこからさらに派生する証拠が「果実」とであると説明されることがある(例えば、光藤景皎『『毒樹の果実』の理論の意義と問題性』高田卓爾・田宮裕編『演習刑事訴訟法』312頁(青林書院新社1984年))が、アメリカにおいては官憲のその違憲な行為自体が「毒樹」となり、その結果発見された証拠はすべて「果実」として考えられている(柳川・前掲注3)236頁)。

- 5) *Silverthorne Lumber Co. v. United States*, 251 U.S. 385 (1920). *Silverthorne* の紹介・解説として渥美・前掲注1)234-235頁、柳川・前掲注3)213-214頁、小早川・前掲注2)310頁がある。
- 6) 犯罪の証拠が意見の活動とは独立した源泉から得られた場合には、当該証拠を許容するというもの。毒樹の果実法理と同時に *Silverthorne* にて確立された。
- 7) 違法な政府の活動と証拠の間に介在する事情が存するなどして、当初の汚染が消失するほど稀釈されていると認定されれば、当該証拠は毒樹の果実として排除されないとする法理であり、*Nardone v. United States*, 308 U.S. 338 (1939) で確立された。*Nardone* の紹介・解説として渥美・前掲注1)112頁、234-235頁、255頁-256頁、柳川・前掲注3)215頁、小早川・前掲注2)312頁がある。
- 8) 違法な捜査によらずとも、適法な捜査によっていずれにせよ発見されたはずの証拠は排除しないとすもの。*Nix v. Williams*, 467 U.S. 431 (1984) で確立された。*Nix* の紹介・解説として渥美東洋編『米国刑事判例の動向Ⅳ』(中央大学出版部2012年)729頁(柳川重規 担当)、柳川・前掲注3)219頁、小早川義則・アメリカ法1988年2号323頁、小早川・前掲注2)368頁、鈴木義男編『アメリカ刑事判例研究 第3巻』(成文堂1989年)56頁(関哲夫 担当)、戸松秀典『アメリカ憲法判例』(有斐閣1998年)318頁、小林節・判タ564号63頁(1985年)、戸松秀典・ジュリスト832号84頁(1985年)がある。

3. 稀釈法理に関する先例⁹⁾

*Wong Sun v. United States*¹⁰⁾では、①違法な侵入、逮捕後の被疑者から得られた供述自体と、②その供述から知り得た者を捜索した結果得られた薬物、そして、③当初の被疑者とそこから見つけた被疑者双方の情報を照らし合わせて発見され、逮捕された被告人 (*Wong Sun*) が、保釈後任意にした自白の証拠排除が争われた。合衆国最高裁判所は、警察の違法活動から存在が明らかになった証拠すべてが排除されるのではなく、当初の違法を活用して得られた証拠が排除されることを前提として述べた上で、①に関しては当初の違法な侵入、逮捕の汚染を稀釈するほど十分な自由意思の供述がないことから証拠排除し、②も①が排除される以上、稀釈法理は適用されずに排除されたとし、③は保釈中に黙秘権、弁護権の告知を受けた上での任意の供述であるとして違法活動の因果関係は稀釈されているとして、証拠排除しなかった。

*Brown v. Illinois*¹¹⁾では、相当理由に基づかない逮捕後、ミランダ警告を行って得た供述証拠の許容性が争われた。*Brown*では、抑止効説に立った上でミランダ警告は介入事情となるが、これを行えば違法な逮捕は稀釈されるとの考え方は第4修正上の保障を脆弱なものすることから採れず、ミランダ警告の有無は違法な逮捕が自白を引き出すために活用されたか否かを判断するのに重要な要素となるが、稀釈法理の適用を判断する際の一要因に過ぎないと判示され、政府側は得られた供述の汚染が稀釈されていることを証明しきれていないとして自白は排除された。この

9) 稀釈法理の先例については、渥美・前掲注1)、渥美・前掲注8) 及び柳川・前掲注3) 参照。

10) *Wong Sun v. United States*, 371 U.S. 471 (1963). *Wong Sun* の紹介・解説として渥美・前掲注1) 234-237頁、柳川・前掲注3) 217頁、小早川・前掲注2) 322頁がある。

11) *Brown v. Illinois*, 422 U.S. 590 (1975). *Brown* の紹介・解説として渥美・前掲注1) 262頁、柳川・前掲注3) 218頁、鈴木義男編『アメリカ刑事判例研究 第1巻』(成文堂1982年) 141頁(原田保 担当)、小早川・前掲注2) 345頁、永山忠彦・アメリカ法1977年2号282頁がある。

Brown では、稀釈の有無を判断するにあたっては、①時間的接着性、②介入事情の存在、③官憲の違法行為の有意性と重大性という三要素を考慮することが判示された。その後、類似事例である *Dunaway v. New York*¹²⁾、*Taylor v. Alabama*¹³⁾、*Kaupp v. Texas*¹⁴⁾ においても、いずれも *Brown* の三要素を考慮して証拠排除されている。

*United States v. Ceccolini*¹⁵⁾ では、違法な捜索から得られた証人の証言が排除されるか否かが争われた。この事件においても排除法則の根拠を抑止効に置きつつ、証人の証言が自由意思によるものであることが重要な要因であるとされ、種々の要因を総合考慮し、稀釈法理の適用を認め証人の証言の許容性を認めた。

4. 検 討

本件でも上述した *Brown* の三要素である、①時間的接着性、②介入事情の存在、③官憲の違法行為の有意性と重大性が考慮要因として用いられており、これについては多数意見及び反対意見の間で見解の相違はない。また、第一の要素の時間的接着性について、本件は違法な停止から証拠の発見まで数分しか要していないことから、法廷意見、反対意見共に証拠排除に傾くことを認めている。判断が分かれたのは第二と第三の要素についてである。

稀釈法理に言う介入事情とは、違憲の活動と証拠との因果関係を弱める

12) *Dunaway v. New York*, 442 U.S. 200 (1979). *Dunaway* の紹介・解説として渥美・前掲注8) 3頁(香川喜八郎 担当)、鈴木・前掲注11) 147頁(酒井安行 担当)、小早川・前掲注2) 357頁、がある。

13) *Taylor v. Alabama*, 457 U.S. 687 (1982). *Taylor* の紹介・解説として渥美・前掲注8) 17頁(香川喜八郎 担当)、小早川・前掲注2) 364頁、がある。

14) *Kaupp v. Texas*, 538 U.S. 626 (2003). *Kaupp* の紹介・解説として小早川・前掲注2) 432頁がある。

15) *United States v. Ceccolini*, 435 U.S. 268 (1978). *Ceccolini* の紹介・解説として渥美・前掲注1) 260-261頁、渥美・前掲注8) 697頁(柳川重規 担当)、柳川・前掲注3) 218頁、鈴木・前掲注11) 88頁(高橋則夫 担当)、小早川・前掲注2) 352頁がある。

事情であるから、ユタ州最高裁判所が言うような被告人の自由意思に基づく行為に限定しなければならない理由はない。また、一般的・抽象的には、法廷意見の言うように、違憲の活動が行われる前に、それと無関係に発付されていた逮捕令状は、この事実を知った捜査官が逮捕を義務付けられるということも考え併せれば、因果関係を弱める介在事情に当たると言い得るように思われる。しかし、アメリカでは、おびただしい数の未執行の逮捕令状が存在し、捜査官が職務質問の際に被疑者に逮捕令状が発付されていないかを確認することがルーティンとなっていて、しかも、逮捕令状発付の事実が確認されれば、逮捕被疑事実と関連する証拠が存在する蓋然性を問題とすることなく、被疑者の身体を搜索することが適法とされている¹⁶⁾。このようなアメリカにおける事実状況と法状況を前提にした場合に、逮捕令状が有効に発付されていたというだけでこれを介在事情と認めると、不審事由（合理的嫌疑）を欠いた証拠漁り目的の停止を行う誘因を、捜査機関に与えることにならないかという懸念が生じる。そのため、ソトマイヨール裁判官の反対意見とケイガン裁判官の反対意見では、それぞれ、介在事情として認めるための要件に、当該事情を予期していなかったとか、予見可能性がなかったという点を加えようとしている。これに対して、法廷意見は、この問題を第三の考慮要素である「違法の有意性・重大性」の問題として処理し、介在事情の問題とはしなかった。

本件で、捜査官が証拠漁り目的で意図的に違憲の停止を行ったことが証明されていれば、稀釈法理が適用されず証拠が排除される結果となった可能性が高いことを、法廷意見も示唆している。この点、ソトマイヨール裁判官の反対意見は、全米で、また、本件が発生したユタ州サウスソルトレイクシティにおいても、未執行の令状発付の有無を確認する目的で不審事由を欠く停止が一般的に行われていることから、特別の事情が示されない限り、本件の違憲の停止も意図的で組織的なものと見て良いとしているよ

16) *United States v. Robinson*, 414 U.S. 218 (1973). *Robinson* の紹介・解説として鈴木・前掲注11) 59頁(原田保 担当)がある。

うであるが、法廷意見は、本件でそれが行われたことが具体的に証明されなければならないと考えているようである。その上で法廷意見は、本件の違憲の停止が意図的であることを否定しているが、その理由は、本件では、覚せい剤の取引場所と疑われる住居から出てきた者を停止させており、嫌疑が全くなかったわけではなく、滞在時間を確認していなかったため停止を正当化する程度までに嫌疑が至っていなかっただけであるから、捜査官は過失によって違憲の停止を行ったのだということのようである。

本件についてのアメリカでの評釈には、法廷意見に対して、令状の確認を行う目的で身分証明を求めている時点で未執行の逮捕令状の存在は予期しているはずであるので介入事情とするのは適切ではなく、また、*Brown*で証拠の汚染が稀釈されているとの証明責任は政府にあるとされており、本件では、官憲の活動の有意性と重大性の不存在を政府が証明しきれていないとして批判するもの¹⁷⁾、さらには、データベース上に相当数の未執行の逮捕令状が存在していることからすると、今後も本件のような逮捕令状の確認を行う実務が横行するとの反対意見の指摘は正当であるとして、法廷意見を批判するもの¹⁸⁾がある。法廷意見のように、未執行の逮捕令状の存在が介入事情となることを認めつつ、証拠漁り目的での違憲の停止を防ぐには、*Brown*の判示に忠実に従い、意図的あるいは組織的に違憲の停止を行ったのではないことの証明責任を検察側に課し、さらに、その認定を厳格に行う必要があるように思われる。

本件は未執行の逮捕令状が稀釈法理に言う介入事情となり得ることを確認した点で、理論的意義が認められる。この点は我が国にも参考になるものと思われる。法廷意見と反対意見の対立は、おびただしい数の逮捕令状が未執行のままであるというアメリカに特有の事情を前提にしたものであ

17) Orin Kerr, *Opinion analysis: The exclusionary rule is weakened but it still lives*, SCOTUSblog (Jun. 20, 2016, 9:35 PM), <http://www.scotusblog.com/2016/06/opinion-analysis-the-exclusionary-rule-is-weakened-but-it-still-lives/>

18) *Id.*; Katherine A. Macfarlane, *Predicting Utah v. Streiff's Civil Rights Impact* 126 Yale L.J. Forum 139, 147 (2016).

る。法廷意見も、未執行の逮捕令状の存在が確認できれば、常に稀釈法理の適用が認められるとするものではなく、違法の有意性・重大性の有無を重要な判断要素としている。本件の判示が証拠漁り目的での違憲の停止を助長することになるかどうかは、この点の証明手続を今後どのように行っていくかにかかっているように思われる。